

都市計画公園十三号地公園特許事業有識者検討委員会設置要綱

制定 令和6年8月23日施行 6都市政緑第363号

(目的)

- 第1 「東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第59条第4項」に基づく特許事業（以下「特許事業」という。）における都市計画公園十三号地公園の検討を目的として委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2 委員会の所掌事項は、都市計画公園十三号地公園の特許事業の内容検討に関する事項とする。

(組織)

- 第3 委員会は別表1に掲げる者をもって組織する。
2 座長は、委員のうち都市整備局都市づくり政策部長が指名する者をもって充てる。

(会議の招集)

- 第4 委員会は、座長が招集する。
2 座長は委員会を代表し、会務を総理する。
3 委員会は、対面、オンライン、対面とオンラインの併用又は持ち回りにより開くことができる。
4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員委嘱期間)

- 第5 委員の委嘱期間は、委員委嘱の日から2年以内とする。

(謝礼金の支払)

- 第6 都市づくり政策部長は、委員に対し、謝礼金を支払うことができる。

(禁止事項)

- 第7 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第8 委員会の庶務は、都市整備局都市づくり政策部緑地景観課において処理する。

(雑則)

第 9 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。

別表 1

(学識経験者)

◎座長	下村 彰男	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
委員	押田 佳子	日本大学理工学部 准教授
委員	千葉 千枝子	淑徳大学経営学部 教授

(事務局)

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課